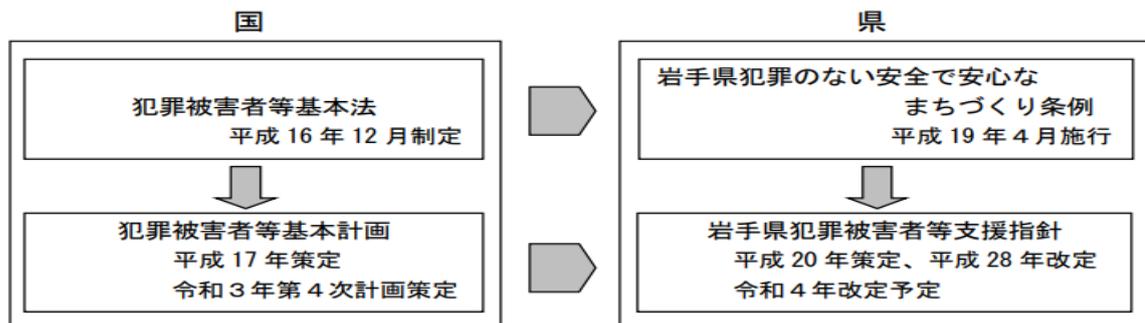


岩手県犯罪被害者等支援指針の改定について

本県における犯罪被害者等への支援を総合的かつ体系的に推進するため「岩手県犯罪被害者等支援指針」を改定しましたので、お知らせします。

1 趣旨

- (1) 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項に基づく県の責務として、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、本県では「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」（平成 19 年岩手県条例第 8 号）を制定し、同条例第 15 条において犯罪被害者等の支援について盛り込んでいる。
- (2) 国では、平成 17 年から 5 年ごとに犯罪被害者等基本計画を策定し、県も同計画に対応するものとして、平成 20 年に「岩手県犯罪被害者等支援指針」を策定し、平成 28 年に改定している。
- (3) 今回、国の第 4 犯罪被害者等基本計画の策定及び犯罪被害者等を取り巻く環境の変化等を踏まえて指針を改定するものである



【法体系と指針の位置付け】

2 これまでの検討状況

関係部局から犯罪被害者等の支援として、今後取組むべき施策について確認し、追加・修正したものを、犯罪被害者等支援機関・団体、犯罪被害者御遺族から意見を聴取して反映させた後、パブリック・コメントを実施し、それらを踏まえて改定したものの。

3 改定の概要

国の第 4 次基本計画及び本県における前回の指針改定後の犯罪被害者等を取り巻く環境変化に伴い、取組等について追加・修正したものの。

4 パブリック・コメントの概要、結果

- (1) 実施期間
令和 4 年 1 月 12 日（水）から 2 月 8 日（火）まで
- (2) 意見件数
なし

● 改定の概要

1 改定のポイント

- ・犯罪被害者を取り巻く環境の変化に伴い取組を追加・修正
- ・国の第4次基本計画に連動し、取組を追加・修正

2 改定の主な内容

(1) 項目として新規追加するもの

- ・「はまなすサポートセンター」による相談体制強化 ⇒ 【環境の変化に伴い追加】
- ・性犯罪・性暴力被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供
⇒ 【環境の変化に伴い追加】
- ・DV事案被害者支援の取組の充実 ⇒ 【国の計画に連動し追加】
- ・犯罪被害者支援機関の連携及び被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進 ⇒ 【国の計画に連動し追加】
- ・医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実 ⇒ 【国の計画に連動し追加】

(2) 取組として追加するもの

- ・性犯罪・性暴力被害者への医療費公費負担制度の実施
⇒ 【環境の変化に伴い追加】
- ・公認心理師の配置と効果的な運用 ⇒ 【国の計画に連動し追加】
- ・性犯罪・性暴力犯罪被害者支援に対する理解促進と資質向上のための「はまなすサポーター」に対する研修の実施 ⇒ 【環境の変化に伴い追加】
- ・スクールソーシャルワーカーの配置とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが連携した支援体制の充実 ⇒ 【国の計画に連動し追加】
- ・SNS等インターネット上の誹謗中傷等に関する関係部局の連携した対応及び誹謗中傷撲滅の広報啓発活動の強化 ⇒ 【国の計画に連動し追加】